

平成 29 年度 MFA フットサルリーグ運営要項

プレミアリーグ

1. 主 催： 室蘭地区サッカー協会
2. 主 管： 室蘭地区サッカー協会フットサル委員会・フットサルリーグ運営委員会
3. 開催期間： 平成 29 年 11 月 19 日（日）、12 月 3 日（日）
4. 会 場： 室蘭市体育館（宮の森）
5. 登録料
- 1) リーグ運営に必要な経費については、都度協議といたします。
6. 参加資格
- 1) 本年度 MFA フットサルリーグの最上位リーグにおいて 3 位以上の成績を取めたチームで、北海道フットサルリーグ道南ブロックリーグ入替戦に参加可能なチームであること
※今年度は道南ブロックリーグの入替戦は実施しない
- 2) 選手は他のフットサルチームに二重登録されていない事。
- 3) チームはフットサル審判員が 4 名以上いる事。又、審判服を常備し、着用して審判に当たる事。
- 4) チームは運営委員 1 名を選出し、必ず運営会議等に参加してリーグ運営を円滑に進める事。
- 5) 選手は、スポーツ障害保険、又はそれに準ずる保険に加入している事。
7. 選手エントリー・ユニフォーム
- 1) 前項の参加資格を有した選手のエントリー人数は 8 名以上が望ましい。
- 2) 選手エントリーは本年度 MFA フットサルリーグにエントリーした者は有効とし、追加・抹消があれば申請すること。
- 3) 選手の追加エントリーは、当該年度をもって 16 歳以上(高等学校在学中の選手はこの年齢制限を適用しない)の男子のみとする。但し、18 歳未満の選手は親権者の承認印のある親権者同意書を提出のこと。
- 4) 選手の追加登録、抹消は室蘭地区サッカー協会及びフットサル委員会に所定の事項を記入のうえ提出・申請すること。
- 5) ユニフォームは色の違うものを 2 着登録し、常備すること。又、ゴールキーパーはフィールドプレイヤーと異なる色のユニフォームを用意すること。
- 6) 背番号は選手固有の番号とし、シーズン中の背番号の変更は認めない。
- 7) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色・紺色と明確に判別しうるものでなければならない。
- 8) アンダーシャツ、アンダーパンツの色は試合で着用するユニフォームのシャツ、ショーツの色と同色でなければならない。
- 9) ユニフォームのシャツ裾はショーツへ入れるものとする。
8. 競技規則
- 1) (財)日本サッカー協会フットサル競技規則に則る。
- 2) 5 ファウル及び第 2PK は適用とする。
- 3) ベンチに座る者は必ずユニフォームの色と異なるビブスを着用する事。
(対戦チームのユニフォーム色を考慮し、複数色のビブスを用意することが望ましい)

9. 競技方法・リーグ運営

- 1) 会場準備・後片付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行う事。
- 2) 会場準備・後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
ゴール設置・窓ガラス保護対策・チーム用ベンチの配置・その他運営に必要なもの。
- 3) 試合球は各チーム持ち寄り、用意する事。
- 4) 試合進行は、主審1名、副審1名、得点・記録2名以上の4名以上で行う事。
- 5) 1試合あたりの試合時間は、15分ハーフのランニングタイムとし、ハーフタイムは3分とする。
- 6) 警告が2度に達した選手は次の試合に出られない。又、退場を命じられた選手はフットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて処遇を決定する。
- 7) リーグ戦は勝点方式（勝=3 分=1 負=0）で順位を決定する。

本年度のMFAフットサルリーグの順位に応じて以下のボーナス点を与える

1位=勝点1、2位=勝点0.5、3位=0点

勝点と同じ場合は、①当該チーム同士の対戦成績 ②得失点差 ③総得点 ④失点差 更に同率チームがリーグの最上位チーム同士の場合、MFAフットサルリーグの成績上位チームを優先する。

- 8) 棄権チームの処置
 - ① 棄権の届出は試合1週間前厳守とする。
 - ② 無届け棄権した場合、そのチームを1試合出場停止とし、フットサルリーグ運営委員会で処遇を決定する。
 - ③ 特別な理由により棄権した場合フットサル委員会が調査し、不可抗力であると認められた場合は再試合を行う。この場合、これに伴う試合会場の確保・審判員の手配経費については、当該チームが負担するものとする。
 - ④ 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点5・勝ち点3を与える。
 - ⑤ 試合成立の必要人数は、GKを含む1チーム5名以上とする。
- 9) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、当該チームは制裁金30,000円をフットサルリーグ運営委員会に支払う。その後の処置については、フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 10) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、フットサルリーグ運営委員会及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- 11) チームの運営委員は、17:30から行うMFAフットサルリーグ運営会議に必ず出席する事。運営委員が事情により出席できない場合は代理の者が出席する事。
- 12) 試合出場する選手は、選手エントリー用紙を本部へ提出すること。エントリー用紙に記載されていない選手は、その試合に出場することはできない。
- 13) 試合のベンチ入りをする人間は、提出した選手エントリー用紙に記載された監督、助監督、主務及び選手のみとする。また、当該年度をもって16歳未満となるものはベンチ入りを認めない。
- 14) 運営に際し、協力し得なかったチームに対しては、シーズン途中であっても協議の上、リーグから脱退してもらう事もあり得る。
- 15) 審判担当チームが審判員を用意できない場合、フットサル委員会に審判欠席事由報告書の提出及び1名につき違反金を3,000円フットサルリーグ運営委員会に支払う。

10. その他

- 1) 駐車は所定の駐車場に入れる事。又、運営委員会にて指定したところに必ず駐車すること。
身障者用スペースへの駐車は厳禁とします。
- 2) ユニフォームへの広告掲載については、事前に室蘭地区サッカー協会の承認を得なければならない。
- 3) 競技中におけるケガに関しては、チーム・個人が責任を持つ事。但し、ケガの発生についてはフットサルリーグ事務局に必ず報告すること。
- 4) 会場内の備品・器物を破損した場合は、当該チームが負うものとする。
- 5) アリーナ内で摂取可能な飲物は水のみである。

《 要項に関する問い合わせ先 》

室蘭地区サッカー協会 フットサルリーグ事務局 中川和史

携帯 090-5951-8889 Email leone.f.c@gmail.com

※詳細につきましては、下記 ホームページ参照

室蘭地区サッカー協会ホームページ <http://mfa.main.jp>